

八代清流高校いじめ防止等基本方針

平成28年3月25日策定

平成30年5月1日改訂

熊本県立八代清流高等学校

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

2 いじめ防止等の基本的な考え方

本校は、「人権教育取組の方向」及び「県立中学校・高等学校における教育指導の重点」、三綱領「自律」「進取」「錬磨」に基づき、「徳・知・体」の調和のとれた全人教育を目指している。

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての生徒を対象とした、いじめの未然防止の観点が必要であり、すべての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、職員が一体となり、継続的にいじめ防止に取り組む。

3 いじめの定義と様態

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。例えばいじめられていても、大人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員にのみよることなく、本校の「いじめ問題対策委員会」において行う。

例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合、その全てが厳しい指導を要する場合とは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪して良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応も可能である。

(2) 具体的ないじめの様態

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

4 いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、命や身体に重大な危険を生じさせる。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

5 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、組織的な取組が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめたとされる生徒に対して事情を確認し適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。

6 学校におけるいじめ防止等のための指導体制と組織的対応等

いじめ防止等に関する指導を実効的に行うために、管理職を含む複数の教職員、専門的な知識を有する外部関係者により構成する「いじめ問題対策委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(1) 組織の構成員

校長、教頭、生徒指導主事、各年次主任（3）、教育相談係、特別支援教育係、人権教育主任、養護教諭、外部専門家

(2) 組織の役割

委員会は、いじめ防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報をもとに、組織的に対応する。いじめであるかどうかの判断は組織的に行うものであり、委員会が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、すべて委員会に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図るものとする。

また、委員会は、基本方針の見直し、いじめの取組が計画どおりに進んでいるかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの取組についてPDCAサイクルで検証を行う。

委員会は、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を加えるなど、柔軟な組織とする。

具体的な役割として次のようなものが想定される。

○いじめ防止の取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核

○いじめの相談・通報の窓口（0965-35-5455：教頭もしくは教育相談係へ）

○いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

○いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制及び方針の決定、保護者との連携といった組織的に対応するための中核

7 年間計画

別紙1に定める。

8 学校におけるいじめの未然防止及び早期発見のための取組

（1）いじめの未然防止の取組と実施時期

ア 全ての教育活動における取り組み

生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような集団作りを行う。

イ 人権教育

年3回のLHRと講演会を1回実施する。人権問題についての正しい理解を持つとともに、基本的人権を尊重する態度を養い、豊かな感性と人権に配慮できる生徒の育成を目指す。

ウ 情報モラル教育

おもに情報の授業の中で行うが、特設の講演会なども状況に応じて開催する。

エ 生徒会活動

「いじめ根絶宣言」を行い、全校生徒でいじめを許さないという認識を持つ。

オ「命を大切にする」心を育む指導プログラム

保健、家庭の授業、「プロメ・プラン」などを通じて、命を大切にすることを育むとともに、自己を見つめ、将来の生き方を探求し、自分の進路目標を定め、誇りある生き方を探求する。また、スクールカウンセラーと協力し、「ストレス対処教育」を行う。

カ 授業改善に関わる取組

知識を詰め込む授業から、思考や理解力を高める授業への転換を図り、学業に対して、生徒の自主性や意欲を高めるよう努めるとともに、生徒一人ひとりの意見や考え方を尊重する。

キ 教職員研修

教職員は生徒との信頼関係を築くことに努め、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高める。

（2）いじめの早期発見の取組と実施時期

ア アンケート調査

（ア）担任は「生活アンケート」（いじめ実態調査）を年2回（1・2年生）、1回（3年生）実施し、クラスでいじめが起きていないかをチェックする。

（イ）担任は「いじめのサイン発見チェックリスト（担任用）」を利用して、定期的に生徒の様子を把握する。

（ウ）担任は「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」を利用して、年2

回（１・２年生）、１回（３年生）家庭での様子を把握する。

（エ）教職員は「教職員の振り返りチェックリスト」を利用して、定期的に生徒の様子を把握する。

（オ）日々、教職員は生徒の観察と声かけを行う。

（カ）常に（機会をとらえ）教職員間での情報交換を行う。

イ 教育相談

教育相談係をはじめ、全職員で生徒の教育相談に当たる。また、様々な機会の中で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を促進する。

ウ 個別面談

担任は、面談週間を通じて、生徒の悩みについての相談に応じる。

エ 相談窓口の周知

育友会総会や年次別保護者会を通じ、各種相談窓口（校内外）についての周知を図る。

また、県の「いじめ匿名通報アプリ」を紹介し、登録を奨励する。

（３）いじめに対する措置

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、別紙２「いじめ問題への対応マニュアル」に従い、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を行う。

９ 重大事態への対処

（１）重大事態とは

「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」である。例えば、

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・心身に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

また、「いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であり、具体的には年間３０日の欠席を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に対応する。

また、生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

（２）重大事態への対処

重大事態が発生した場合は「いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル」に基づいて対応する。

7 その他

いじめの防止は、地域とともに取り組む必要がある。年間計画の立案や実施に保護者にも加わってもらうとともに、HPや学校だよりなどを通じて広く情報発信に努める。

また、校長を中心に全職員が危機管理意識を高く持ち、本方針が実情に即して効果的に機能しているかどうかを人権教育推進委員会といじめ問題対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校評価のアンケート等を利用して、全職員、保護者、生徒がいじめ防止対策に関わることができるようにする。